

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所
一般財団法人 日本建設情報総合センター
東京都港区赤坂7-10-20
2. 指名停止措置期間
平成25年7月16日から平成25年9月15日まで（2ヶ月）
3. 指名停止措置の範囲
東北森林管理局管内
4. 事 実 概 要：
一般財団法人 日本建設情報総合センターは、九州地方整備局外9機関が共同して発注した「平成24年度積算システム運用管理業務」において、システムプログラムの配信データの動作確認を一部行わなかったために、当該システムにて算出した予定価格が一部適切に算出されず、近畿地方整備局管内事務所発注の工事2件において契約解除を発生させた。
このことにより、東北地方整備局から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾・空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第1第2号に該当するとし、2ヶ月間の指名停止を受けている。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第12号（不正不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不適當であると認められるため。

〈物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領〉

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
(不正又は不誠実な行為) 12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070